

ハードウェア委員会 事業説明会 開催報告

- 平成14年6月11日 午後3時～5時までインダストリアルホール（神田駿河町）にて22社37名の出席を得て、宮間伸一副委員長の総合司会で開催された。
- 中田晴昭委員長よりご挨拶
電気用品に係る事業者の「安全規格」「環境問題」に対する社会的要請と法的規制が益々強くなり、メーカーに留まらず輸入業者、販売業者にも適用される、その具体的内容の動向把握とその対応、そのための情報交換は事業者にとって大事になってきている。
本日はその一端をご紹介するだけに過ぎず、今後の動向等はハードウェア委員会の各部会に入部会、出席し各種の情報を共有し、対応策に協力を是非お願い致したい。
- 宮間伸一副委員長より部会参加へのお誘い（閉会のご挨拶）
ハードウェア委員会の各部会審議では、安全・環境に関する一般情報、法律動向を入手できるだけでなく、これから情報交換を通じて、現場での疑問点、問題点を解決するためのアドバイスを受けることも可能となります。「安全規格」「環境問題」各部会は年5～6回の情報交換会と対応検討会を開催しています。部会はその扉を閉ざしているわけではなく、関心を持つ会員であればいつでも参加可能です。これを機会に部会参加について前向きにご検討下さる様お願い申し上げます。



● 安全規格部会 末次賢一部会長の説明

世界のトレンドその1

■先進国 規制緩和、国家認証の廃止

ヨーロッパ/自己宣言による市場投入
日本/甲種電気用品の削減
アメリカ/認証ビジネスの拡大



自己責任の増大
民間試験所の台頭
各国当局の市場買い上げ検査増大

安全な商品の供給は経営の基本

- 安全確保は会社の社会的責任
- 安全認証マークは市場へのパスポート
地味だが、しっかりやって形で示す
- 知らなかったでは済まされなくなる
- 安全でない製品はリコールにもつながらる

安全規格部会の目的

バックグラウンド

法規、基準、認証の制定や改廃の増大
安全な商品の供給（社会的責任）

目的

世界中の安全規格の変動を把握
把握情報を会員に提供
安全な商品を供給できるようにバックアップ

ゴール

顧客満足の増進と事業リスクの回避

世界のトレンドその2

■中進国 新規認証の開始

中国/CCCマーク
韓国/EKマーク
台湾/BSMIアローマーク
東欧諸国/各国国家認証マーク



国家認証の開始
先進国の仲間入り
通関規制
認証ビジネス台頭

電気用品安全法その1

- 法的責任者 国内製造事業者、輸入事業者
輸入品の安全確保は輸入事業者の責任
- 責任者名の表示 会社名、略称、登録商標
- 法定表示 責任者名、PSEマーク、電気定格
- 技術基準
安全規格とEMC
（第1項、第2項）
（電源高調波抑制ガイドライン）

平成14年度

安全規格部会事業計画概要

活動方針 活発な情報交換 活動の分担作業
HPの有効活用 基礎技術資料整備

主要事業計画

電気用品自主依頼検査の推進（補助金）
規格改定年表や用語集の策定
HPのリニューアル
各国変動状況の把握と情報提供

世界のトレンドその3

EMCの拡大 新興諸国のEMC認証開始
韓国、中国、台湾、オーストラリア、ロシアなど
ヨーロッパのイミューニティー規制強化
EN55024, EN55103

規格のITC化

UL60065（アメリカ） E60065（カナダ）
EN60065（ヨーロッパ） J60065（日本）
K60065（韓国） GB8898（中国）

自己責任の増大

CEとマーケットインスペクション
電気用品安全法と試験検査
適合宣言書の発行

電気用品安全法その2

- 各種届出
- 特定電気用品 適合性証明書の取得保管
- その他の電気用品 自己検証
- 型式区分の管理 電子楽器の型式区分（別紙）
- 監督官庁の権限 試験検査、回収命令、改善命令、販売禁止命令、立ち入り検査権限



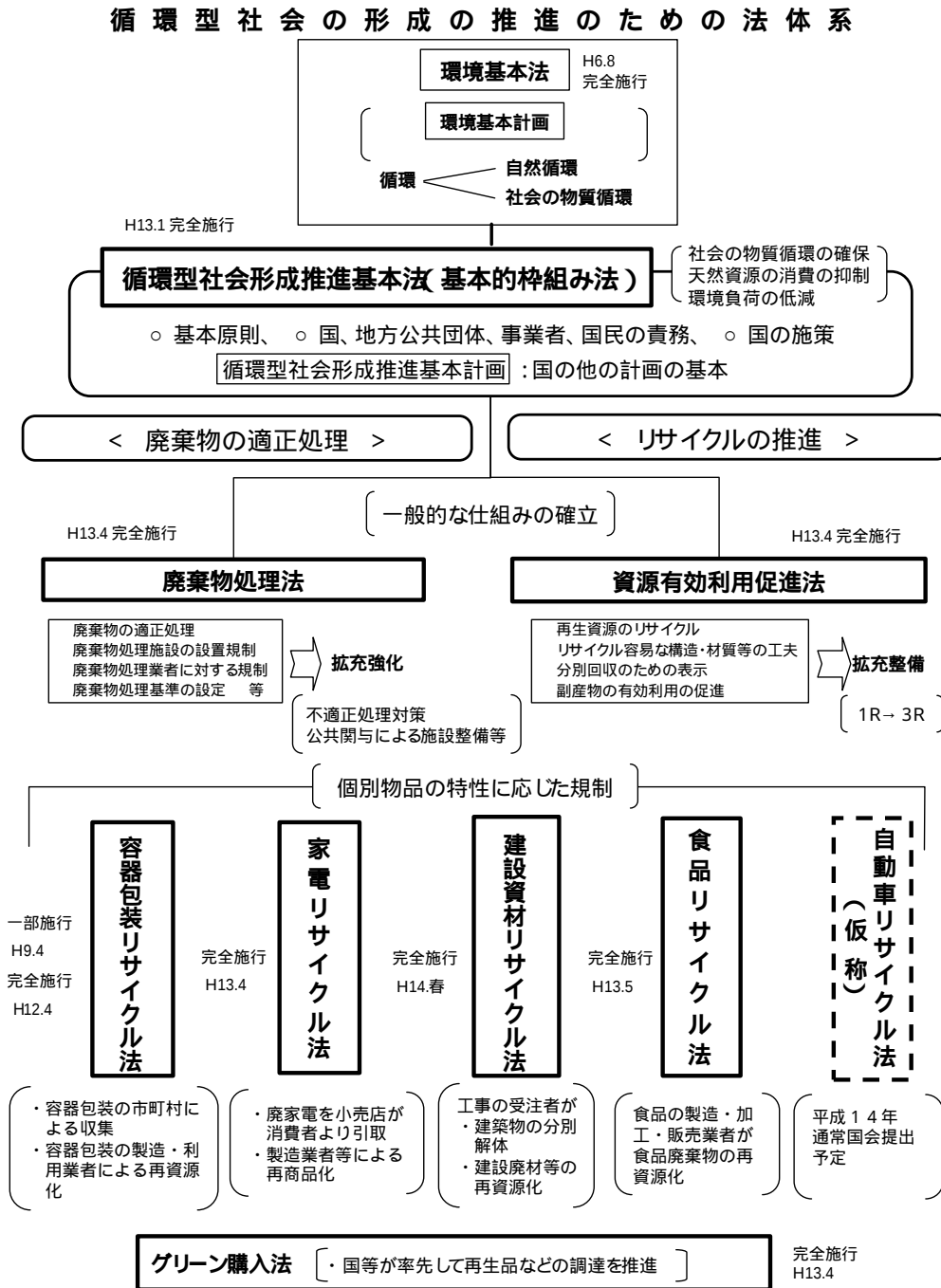
部会14年度開催予定

第1回	平成14年5月16日	東京
第2回	平成14年7月18日	浜松
第3回	平成14年9月19日	東京
第4回	平成14年12月12日	浜松
第5回	平成15年1月23日	東京
第6回	平成15年3月20日	浜松

● 環境問題研究部会 八木茂良部会長説明

- * 循環型社会形成推進基本法
- * 資源有効利用促進法
- * 容器包装リサイクル法
- * 家電リサイクル法
- * グリーン購入法

日本の環境関連法体系



容器包装リサイクル法

1. 容器包装リサイクル法とは

- * 家庭から一般廃棄物として排出される容器包装について、消費者・市町村・事業者が各々の責任(義務)を分担する
- ・事業者の責任：
市町村が適切に分別収集した容器包装廃棄物を、自ら又は指定法人等に委託して再商品化(リサイクル)をする
- ・市町村の責任：
分別収集計画を定め、区域内の容器包装廃棄物の分別収集をする
- ・消費者の責任：
容器包装廃棄物の分別排出をする

2. 対象事業者

- 1) 「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者
 - 2) 「容器」を製造する事業者
 - 3) 「容器」および「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する事業者
- ・義務対象外(小規模事業者)

業種	売上高	従業員
製造業等	2億4千万円以下	かつ20名以下
商業・サービス業	7千万円以下	かつ5名以下

3. 施行日

- * 平成12年4月1日 完全施行

資源有効利用促進法

* 製品アセスメント (1R → 3R)

* 識別表示

* 製品回収・リサイクル

資源有効利用促進法の対象品目・業種

義務業種・品目の名称	副産物のリ・ユース・リサイクル	リ・ユース部品使用	リサイクル材使用	リ・ユース配慮設計	リ・ユース配慮設計	リサイクル配慮設計	分別回収の表示	事業者の回収リサイクル	副産物リサイクル促進
(参考) 旧法での名称	-	-	特定業種	-	-	第一種指定製品	第二種指定製品	-	指定副産物
PET ボトル	-	-	-	-	-	-	○	-	-
容器包装 スチール缶	-	-	-	-	-	-	○	-	-
アルミ缶	-	-	-	-	-	-	○	-	-
ガラスびん	-	-	○	-	-	-	-	-	-
プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-	-	●	-	-
紙製容器包装	-	-	-	-	-	-	●	-	-
紙	-	-	○	-	-	-	-	-	-
自動車・オートバイ	-	-	-	●	●	○	-	-	-
家電(4品目)	-	-	-	●	-	○	-	-	-
電子レンジ・衣類乾燥機	-	-	-	●	-	●	-	-	-
小形二次電池使用機器(電池のみの対応)	-	-	-	-	-	●(追加)	-	●	-
ガス・石油機器	-	-	-	●	-	●	-	-	-
金属製家具	-	-	-	●	-	●	-	-	-
パソコン	-	-	-	●	●	●	-	●	-
小形二次電池	-	-	-	-	-	-	●	●	-
ばちんこ台	-	-	-	●	●	●	-	-	-
浴室ユニット	-	-	-	-	-	●	-	-	-
システムキッチン	-	-	-	-	-	●	-	-	-
複写機	-	●	-	-	●	-	-	-	-
硬質塩ビ管・継手	-	-	●	-	-	-	●	-	-
硬質塩ビ製の雨どい・サッシ、塩ビ製の床材・壁紙	-	-	-	-	-	-	●	-	-
鉄鋼業	●	-	-	-	-	-	-	-	-
紙・パルプ製造業	●	-	-	-	-	-	-	-	-
無機・有機化学工業製品製造業	●	-	-	-	-	-	-	-	-
銅第一次製錬・精製業	●	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車製造業	●	-	-	-	-	-	-	-	-
電気業	-	-	-	-	-	-	-	-	○
建設業	-	-	○	-	-	-	-	-	○

注1 ○:旧法において既指定、●:平成13年4月指定

注2 小形二次電池使用機器は、コードレスホン、MCA システム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ビデオカメラ(含デジタルスチルカメラ)、ヘッドホンステレオ、電気掃除機、電気かみそり、電気歯ブラシ、家庭用電気治療器、電動式がん具(以上既指定分)、プリンター、ハンディーターミナル、電源装置、携帯電話用通信装置、ファクシミリ、交換機、非常用照明器具、誘導灯、火災警報装置、防犯警報装置、電動車いす、医療用機器、電動アシスト自転車

注3 合計10業種・69品目

容器包装識別マーク表示

- 識別マークについて
 - 識別マークは、「資源有効利用促進法の指定表示製品」の要求であり、目的は消費者に分別排出を促すこと
 - 既に表示されている「スチール」「アルミ」「PET」に、新たに「紙」「プラ(プラスチック)」が追加された
 - 個々の容器包装へ以下の表示を行う
紙製容器包装 プラスチック製容器包装



・ダンボールは除く



・飲料用、しょうゆ用PETボトルを除く

- 表示義務者について
 - * 紙製・プラスチック製容器包装の
 - 利用事業者
 - 製造事業者
 - 輸入販売事業者

- 表示サイズについて
 - * 「紙マーク」及び「プラマーク」とも
 - 印刷の場合は、上下6mm以上
 - 刻印・エンボスの場合は、上下8mm以上



- 適用除外について
 - * 容器包装が次の場合は、表示が免除される
但し、容器包装が多重容器包装の場合は、一括表示が必要となる
 - 無地の場合
 - 小さかったり、ネット形状等で表示できない場合

- 表示義務施行日について
 - * 平成13年4月1日
但し、平成15年3月31日までは、表示がされていなくても「罰則」の適用は猶予される

家電リサイクル法

- 家電リサイクル法とは
 - * 家庭から排出される使用済みの家電製品の効果的な再商品化(リサイクル)と廃棄物の減量化を図ることを目的としている
 - ・正式名称：特定家庭用機器再商品化法
- 当面の対象製品と再商品化率
 - * ブラウン管式テレビ 55%以上(重量比)
 - * 電気冷蔵庫 50%以上(重量比)
 - * 電気洗濯機 50%以上(重量比)
 - * エアコンディショナー 60%以上(重量比)
- 対象者と責任
 - * 製造業者等(製造業者、輸入業者)
 - ・自らが過去に製造、輸入した対象機器の引取
 - ・引取場所の適正配置
 - ・引き取った対象機器の再商品化(リサイクル)
 - * 小売業者
 - ・自らが過去に販売した対象機器の引取
 - ・買い換えの際に引取を求められた対象機器の引取
 - ・引き取った対象機器の製造業者等(又は指定法人)への引き渡し
 - * 市町村
 - ・収集した対象機器の製造業者等(又は指定法人)への引き渡し、又は自ら再商品化の実施
 - * 消費者
 - ・対象機器の小売業者等への引き渡し
 - ・収集、運搬、再商品化等の費用の支払い

グリーン購入法

1. グリーン購入とは
 - * 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することである
 - * 又、グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている
 - ・正式名称：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
2. グリーン購入法は
 - * 国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている
3. グリーン購入を進めるために
 - * 環境ラベルやデータ集などの様々な情報を活用し、できるだけ環境負荷の少ない製品等を選ぶことが重要である
 - ・情報源の紹介 - 環境省のホームページ

グリーン購入法特定調達品目

- 紙類 情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙）
印刷用紙、衛生用紙（トイレトペーパー）
 - 文房具 筆記用具（鉛筆、ボールペン、シャープペンシル等） ファイル、ノート、のり、テープ等
 - 機器類 机、いす、棚、黒板、掲示板等
 - O A 機器 電子計算機、コピー機、ファクシミリ、スキャナー等
 - 家電製品 電気冷蔵庫、エアコンディショナー、テレビジョン受像機、ビデオテープレコーダー等
 - 照明 蛍光灯照明器具、蛍光管
 - 自動車 低公害車（ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車） 低公害車以外の自動車（ガソリン車、ディーゼル車）
 - 制服・作業服 制服・作業服
 - インテリア・寝装 カーテン、カーペット、毛布
 - 設備 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池
 - 公共工事 資材（再生木質ボード、タイル） 建設機械
 - 役務 省エネルギー診断
- （全 101 品目）

環境 J I S

1. 目的
 - * 製品本来の機能と製品のライフサイクルの各段階を通じた環境のバランスを確保することにより、環境保全に資する J I S を通じた体系的な環境配慮を推進すること。
2. 規格
 - * 環境・資源循環規格
 - ・環境配慮規格
 - ・環境測定規格
 - ・環境マネジメント規格（ISO 14001 等）は除く
3. 計画
 - * 平成 14 年度 - 平成 16 年度の中期計画
4. 経緯
 - * 平成 12 年 1 月 28 日
 - ・環境配慮型 J I S 規格制定の審議のためのリサイクル企画専門委員会 / 分科会が発足
 - * 平成 12 年 6 月 6 日
 - ・報告書「資源循環型社会構築に向けた標準化施策について」作成・発表
（日本工業標準調査会 環境・リサイクル部会）
 - * 平成 13 年 8 月 31 日
 - ・報告書「標準化戦略」 / 「環境・資源循環分野」における標準化戦略 作成・発表
（日本工業標準調査会 標準部会
環境・資源循環専門委員会）

- * 平成 14 年 3 月 27 日
 - ・意見募集「環境 J I S の策定促進のアクションプログラムについて - 規格のグリーン化に向けて - 」発表
- 5. 当面の J I S 化規格（関連分野）
 - * 日本工業標準調査会 標準部会
 - ・平成 14 年 4 月 24 日 発表
 - * 平成 14 年度にまとめる規格
 - ・鉛フリーはんだの各種試験方法
 - 溶融温度範囲測定方法
 - 機械的特性試験方法
 - はんだ材料のぬれ広がり特性評価試験方法
 - はんだ材料のウェットングバランス特性評価試験方法
 - はんだ付継ぎ手性能試験方法
 - * 平成 15 年度 - 16 年度にかけて
 - ・電気・電子機器の環境適合設計ガイド
 - ・電気・電子機器の材料開示質問表作成ガイド
 - * その他の検討対象標準テーマ
 - ・易リサイクル性難燃材
 - ・中古部品を使用した製品の品質評価方法
 - ・使用者へのリユース情報提供方法

最近の環境研究部会の活動実績（勉強会）

- * 法・規制等の動向調査及び情報交換
 - ・資源有効利用促進法の動向
 - 製品アセスメント対応
 - 容器包装識別表示対応
 - ・地球温暖化問題対応の動向
 - 省エネルギー
 - ・日本の家電リサイクル法の動向
 - ・容器包装リサイクル法の動向
 - ・タイプ 環境ラベルの動向
 - ・環境 J I S
 - ・欧州の廃家電製品、電子機器の規制の動向
 - W E E E 指令、R o H S 指令、E E E 指令
 - ・各国の化学物質の規制の動向
- * 平成 10 年度（1 回）
 - ・容器包装リサイクル法
 - ・講師：通商産業省 リサイクル推進課 係長 角井和久 氏
- * 平成 11 年度（2 回）
 - ・容器包装リサイクル法
 - ・講師：（財）日本容器包装リサイクル協会
理事・総務企画部 部長 土居敬和 氏
- * 平成 12 年度（2 回）
 - ・鉛フリーはんだについて
 - ・講師：千住金属工業株式会社 研究員 豊田良孝 氏
名古屋営業所 南 昭夫 氏、本多正彦 氏
- * 平成 13 年度（1 回）
 - ・P R T R 法について
 - ・講師：ヤマハ株式会社 環境管理部 技師 大隅清美 氏

平成 14 年度活動予定

- * 部会
 - 国内外の環境に関する法・規制等の動向調査及び情報交換
 - ・第 1 回 平成 14 年 4 月 9 日 東京
 - ・第 2 回 平成 14 年 6 月 11 日 東京
 - ・第 3 回 平成 14 年 9 月 10 日 浜松
 - ・第 4 回 平成 14 年 12 月 10 日 浜松
 - ・第 5 回 平成 15 年 2 月 12 日 東京
- * 勉強会
 - W E E E & R o H S 指令 日程未定